

内変義務の取扱いについて

1. 船前

証券記載のLS予定日から3ヶ月以内であれば、内変不要。保険料追徴なしでてん補する。

実質的な保険期間は、「(保険契約締結日～LS予定日)+3ヶ月」となる。

ただし、証券には、「保険契約締結日～LS予定日」の期間を保険期間として表示する。

(お客さんには、証券記載のLS日から3ヶ月後の応答日までを内変不要期間と見ていただく。)

2. 船後

(1) 通常決済の場合

ユーザンスが設定されている場合

最長ユーザンスを一日でも延長した場合、内変が必要。(決済条件の変更)

1 証券記載の最長ユーザンス以外のユーザンスの延長については、内変は不要(最長ユーザンスにて審査しているため)。

2 最低保険料期間(30日)以内の延長

(例)ユーザンス15日(証券上「ユーザンス15日」)

ユーザンス20日(証券上「ユーザンス20日」)

内変義務あり。

・当初引受時に30日分の保険料を徴収しているが、決済条件の変更には変わりなく、内変していただく(そもそも、延長後のユーザンスが30日未満ということは考えにくい)。

・内変後は、証券の決済条件欄に新しい決済条件が反映される。保険料の追徴はなし。

3 損失発生のお知らせは従来どおり提出していただく(内変義務がないこととは関係ない。他の決済についても同様)。

dueが確定している場合

最終 due を1日でも延長すれば、内変が必要。(「決済条件の変更」)

[注意点]

ユーザンスで申し込んでいる場合と異なり、船積みが延長となったことを理由に due が延長となった場合には、内変が必要となる。

確定日で申し込んでいる以上、決済は船積みにリンクしない(船積みが動いても due は動かない。)ものと考え、当初 due に決済されない場合は、船積遅延を理由とする場合でも内変をしていただく。

(ユーザンスで申し込んでいる場合は、船積みにリンクして due も前後に動くを考える。)

(2) リテンション決済の場合

証券記載の due から6ヶ月以内であれば、内変不要とする。

- ()リテンション決済が延長となるのは、工事の遅れ等が原因であり、決済条件の変更によるものではないことから、与信管理上の問題はない。このため、一定の allowance 期間を設ける。
- ()allowance 期間については、リテンションの保険料計算のきざみが0.5年であることに鑑み、6ヶ月とする。

[注意点]証券記載の due から6ヶ月を超える場合には、保険料徴収済みであるか否かに関わらず、内変が必要となるので注意。(保険料計算期間とは必ずしもリンクしない。)

(3) マイルストーンペイメント・スケジュールペイメントの場合

証券記載の due から3ヶ月以内であれば、内変不要とする。

- ()リテンション同様、マイルストーンペイメントの場合も、当初申込み時の最終決済予定日が延長となるのは、工事期間の延長であり、決済条件の変更ではないことから、リテンション決済と同様、一定の allowance 期間を設ける。
- ()ただし、マイルストーンペイメントの場合は、保険料計算のきざみが1日単位であることから、allowance 期間は3ヶ月とする。

マイルストーンペイメント(役務)でユーザンスが設定されている場合

- (1)の通常決済のユーザンスでの申込みと同様、1日でも延長すれば内変が必要。

(4) プログレスペイメントの場合

プログレスペイメントは、(1)の通常決済のユーザンスでの申込みと同様、ユーザンスを1日でも延長すれば、内変が必要。

- ()これに加えて、機器ポーションで対価確認のインターバルを変更した場合(例えば、monthly を quarterly に変更したような場合)は、決済条件の変更となるので、内変が必要となる。

3. 全体の整理

区分		内変義務
船前		LS日 + 3月超は内変必要
船後	通常 決済	ユーザンスが設定されている場合 最長ユーザンスを一日でも延長すれば内変必要(決済条件の変更)
		due が確定している場合 最終 due を一日でも延長すれば内変必要(決済条件の変更)
	リテンション	証券記載の due から6月超となる場合は、内変必要(決済条件の変更には該当せず。ただし、保険期間の延長として内変をしよう。)
	マイルストーン・イベント スケジュールイベント	証券記載の due から3月超となる場合は、内変必要(決済条件の変更には該当せず。ただし、保険期間の延長として内変をしよう。) マイルストーン・イベント(役務)でユーザンスが設定されている場合 最長ユーザンスを一日でも延長すれば内変必要(決済条件の変更)
	プログレスイベント	ユーザンスを延長した場合(決済条件の変更) 対価確認のインターバルを変更した場合(決済条件の変更)

3. その他考慮すべき点

(1) 既存案件の内変との関係

既存案件(現行体系で引受けている案件)の内変については、現行制度どおり。つまり、通常決済・リテンションなどの決済種別に関わらず(そもそも、現在は、決済種別での分類はしていない。)、ユーザンスで保険を申込んでいない限り、証券上の due までに決済が終了しない場合は、内変が必要となる。

新体系移行後は、当面、新体系と現行体系が並存するため、内変についても2つの考え方が混在することになるので、留意。

(2) 消費財包括の内変義務

消費財包括については、現行制度どおり、船積期日の延長、決済条件の変更(due の延長含む)とも内変義務は課さない。決済が保険契約締結日から12ヶ月以内に終了する限り、内変がなくてもん補することになる。(もちろん、オリジナルの輸出契約で、船積延長や決済条件変更のアmendがなされていることが前提。)

以上

船前の3ヶ月 allowance 期間の実務上の取扱い

1. 3ヶ月allowance期間の概要

新保険料体系は、1日きざみで保険料を算出する仕組みのため、船積日が1日でも延長又は短縮となると、保険料の追徴・返還が発生してしまう。このため、

3月以内の船積延長であれば、内変を不要とし、保険料追徴なしでてん補することとする。

3月以内の船積短縮については、保険料返還をしない。
こととしている。

2. 内容変更があった場合の取扱い

(1) 期間延長の場合

期間延長があった場合は、

- ・「延長前の船積日～延長後の船積日」までの保険料を追徴(当初の3月 allowance 期間分も追徴の対象となる。)
- ・延長後の船積日を基準にして前後3月を allowance 期間とする。

お客さんが任意で3月以内の内変をしてきた場合(増額等の複合内変に限らず、船積延長の単独内変の場合も含む。)には、内変を行い、かつ、保険料も徴収する。

変更事由が「06(船積延長)」の場合のみ、各種帳票に、3ヶ月以内の船積延長である旨のメッセージを出力する。ただし、エラーにはせず、保険料は追徴してしまう。

(変更事由が06以外の場合には、メッセージは出力せず、保険料を追徴する。)

(2) 期間短縮の場合

期間短縮があった場合は、

- ・「短縮前の船積日～短縮後の船積日」までの保険料を返還(当初の3月 allowance 期間分も返還の対象となる。)
- ・短縮後の船積日を基準にして前後3月を allowance 期間とする。

お客さんが誤って3月以内の短縮をしてきた場合には、変更事由に関わらず内変を行わず、エラーとする。

【注意点】保険料返還の対象となるのは、輸出契約書において、船積期日の短縮アmendをした場合に限る。単に、船積みが輸出契約書上の船積期日より早く終わったというだけでは、保険料返還の対象とはならない。(船積後の代金決済についても同じ。)

() 現行と同じ運用。

以上